

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和5年8月31日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

令和6年度予算要望について	3
議会運営委員会理事会の会議記録について	4
定例会の提案事項について	4
決算特別委員会について	4
(1) 会派別質疑持ち時間表（案）について	4
(2) 委員の席次について	5
(3) 資料請求について	6
定例会の日程について	7
本会議の会議録署名議員について	7
一般質問について	8
発言通告について	8
議場での挨拶について	9
区議会だよりの発行協力依頼について	9
全員協議会について	9
議員への区政資料（冊子類）の配布方法変更の試行の延長について	11
その他	12

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和5年8月31日(木)	午前9時59分～午前10時43分
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (6名)	理 事 吉 田 あ い 理 事 山 田 耕 平 理事代理 山 本 ひろ子	理 事 岩 田 いくま 理 事 ひわき 岳 理 事 安 斉 あきら
欠席理事	理 事 川原口 宏之	
理事以外の 出席議員	(なし)	
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 喜多川 和 美 庶 務 係 長 久保井 悦 代 議 会 法 務 長 武 士 清 亮 担 当 係 長 担 当 書 記 出 口 克 己	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 調 査 担 当 係 長 武 原 進 悟 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

(午前 9時59分 開会)

吉田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、川原口理事が欠席しておりますので、代理で山本議員が出席しております。

《令和6年度予算要望について》

吉田理事 初めに、令和6年度予算要望について、理事者から説明がありますので、よろしく願いいたします。

政策経営部長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日は、令和6年度に向けました各会派からの予算要望についてということでのお願いで参りました。例年、予算編成に伴いまして各会派から予算の要望等をいただいていると思いますが、今年度も同様に行ってまいります。

まず、提出の締切日になりますが、こちらは9月22日金曜日としてございます。繰り返します。9月22日金曜日でございます。提出先は、こちらもいつもどおりですが、財政課ということになります。

例年、御要望を単にお願いするだけであつたんですが、様式が各会派でばらばらにお出しいただいていたこともあって、職員のほうでそれを整理する作業にかなり時間を取られてしまったということがございまして、大変申し訳ないのですが、今年度からこの要望の提出に当たりまして、様式をワードの形式に統一させていただきたいと存じます。ワードのこの様式につきましては、事務局を通じましてLINE WORKSで各会派の幹事長宛てに御送付させていただきますので、よろしく願いいたします。提出に当たりまして、このワードの様式で、電子データで御提出をいただけると大変ありがたいということでお願いをいたします。

私からは以上でございます。

吉田理事 この件について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、要望がある場合は9月22日の金曜日までに財政課に直接提出をお願いいたします。

理事者の方は退室していただいて結構です。

続いて、議会費について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 議会費に関する要望がある場合は、会派で取りまとめていただきまして、9月13日の水曜日までに事務局庶務係に提出をお願いいたします。期限厳守でお願いいたします。

以上でございます。

吉田理事 この件についても説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

吉田理事 次に、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、8月8日の1回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の提案事項について》

吉田理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から条例4件、契約5件、補正予算1件、特別区道の路線の認定1件、決算の認定4件、専決処分の報告6件、健全化判断比率1件、内部統制の評価1件、以上23件の案件が提出される予定となっています。

除斥対象の案件がないかどうか、明日9月1日に議案が配付される予定となっていますので、漏れのないよう各議員で御確認のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますよう各会派の議員へお伝えください。

非交渉会派については、事務局から説明をお願いいたします。

《決算特別委員会について》

(1) 会派別質疑持ち時間表（案）について

吉田理事 次に、決算特別委員会についてです。

まず、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料2を御覧ください。8月8日の議運理事会及び議会運営委員会において、決算特別委員会の審査方法について御承認いただいたところです。それを基に各会派別の質疑持ち時間表の案を作成いたしましたので、御確認のほどよろしく願いいたします。

す。

なお、決算特別委員会は初めての議員の方もおられますので、改めての確認となりますが、持ち時間表上部記載のとおり、款ごとの審査区分に従って質疑をしていただくことになるので、いま一度、各会派改めて共有いただきますようお願いいたします。

また、細かい点でございますが、このたびこちらの第3委員会室の会議システムの更新に伴い、ブザーが変更となりました。これまで持ち時間の残時間に応じて、残り5分、3分、1分、零分の4回ブザーが鳴っていましたが、新たな機器ではシステムの制約で残り3分、1分、零分の計3回鳴る形になりますので、御承知おきいただければと思います。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 よろしければ、案のと通りの日程で考えてまいります。審査区分の件もお願いいたします。

また、意見開陳につきましては、本年の予算特別委員会の際と同様に、1会派当たり20分以内に収めていただきますよう、あらかじめ各会派の御協力をお願いいたします。

決算特別委員会の委員長には、私からお願いしたいと思います。

非交渉会派にも事務局からお伝えしていただくようお願いいたします。

(2) 委員の席次について

吉田理事 続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料3を御覧ください。先日の議運理事会では、決算特別委員会の席次について、会派持ち帰りで継続協議となっていたところがございますので、各理事から御意見をいただければと思います。

なお、本日の議運理事会で協議がまとまるようであれば、各会派、個名を9月5日火曜までにお知らせいただきたいと思います。提出用の記入用紙は本日配付の資料に付いていますので、期限までに提出いただければと思います。

なお、非交渉会派の席次は、空いている枠で調整の予定でございます。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいま説明がありましたが、席次案について御意見をお願いいたします。

岩田理事 前回の理事会のときにも少しお話しさせていただいたんですけれども、私どものほうで非交渉会派全会派ともお話をさせていただきました。10月30日の全員協議会も

にらんで、案1ということではいかがかと、いろいろお話、調整させていただいたところ、非交渉会派も全会派、案1で特段問題はない、構わないということでしたので、私どもとしては案1で合意できればありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

吉田理事 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 ただいま御意見を伺ってまいりましたが、席次については案1のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、そのように決定いたします。各会派は個名を9月5日火曜日までに事務局にお知らせください。

(3) 資料請求について

吉田理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料4を御覧ください。

1、資料請求にかかる日程ですが、資料請求受付期間は記載のとおりで、前回8月8日の議運理事会から変更はございません。資料配付日は9月27日水曜午前9時を予定しています。

2、資料請求書の記載等についてですが、(1)区では、超過勤務の縮減をはじめ、仕事と家庭の両立に向けた環境整備を推進しています。ついては、資料請求の内容については十分な精査をお願いいたします。また、資料請求書はできる限り早期に御提出いただき、区が資料作成に要する時間を捻出できるよう、特段の御配慮をお願いいたします。特に、提出期間最終日は本会議の初日であり、多くの傍聴者の来庁が見込まれるため、最終日に提出が集中しないよう御協力をお願いいたします。

(2)資料請求の目的は、決算審査を行うための補助資料の提出を受けるためでございます。請求資料は決算審査以外の目的で使用することのないようお願いいたします。

(3)請求件名及び内容は、具体的かつ明確に御記載くださるようお願いいたします。

その他注意事項を御確認いただき、会派で共有いただきたいと思います。

最後になりますが、資料請求書は裏面の見本を参考に作成をお願いいたします。

以上の内容を会派で共有をお願いいたします。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 請求内容を精査いただくこと、重複がないようにしていただくこと、請求内容は具体的かつ明確に記載をしていただくこと、対応する職員の業務負担等もございましたので、提出が最終日に集中しないよう、御協力のほどお願いいたします。

《定例会の日程について》

吉田理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。第3回定例会の日程でございます。追加日程については網かけ部分です。明日開催の議会運営委員会において区長から説明を予定していますが、提案事項のうち、補正予算の議案について中間議決を予定しており、日程を追加提案させていただくものでございます。

9月26日火曜午後1時から議運理事会を開催。午後1時15分から議運を開催。午後1時30分から本会議を開会し、議案上程、議決の予定です。

なお、資料に記載がございませんが、例年3定の最終日の本会議終了後に4定の日程案を協議、決定するため、議運理事会及び議運を開催しています。10月16日月曜の最終日、本会議終了後に区長から4定の申入れがある予定となっておりますので、それを受け、その後議運理事会、続いて議運を予定してよろしいでしょうか。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、追加日程については説明のとおりです。

また、日程表には記載がありませんが、説明のとおり、10月16日の本会議終了後に、議運理事会と議運が開催される予定ですので、よろしくをお願いいたします。

《本会議の会議録署名議員について》

吉田理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料6を御覧ください。第3回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりです。先ほど日程で説明した追加の本会議日程についても、あらかじめ指名予定の議員を入れておりますので、御予定いただきたいと思います。

なお、本会議の日程が追加された場合などは、改めてお知らせします。

以上でございます。

吉田理事 この件については、よろしくをお願いいたします。

《一般質問について》

吉田理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 一般質問の通告については、9月1日金曜午後1時から、9月6日水曜午後1時までの受付となります。初日、1日金曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合はくじ引で順番を決めさせていただきます。6日水曜最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向があるので、早めに通告くださるよう御協力をお願いいたします。

また、明日9月1日金曜の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 なければ、明日開催の議会運営委員会で、各会派の質問予定人数をお知らせください。

非交渉会派については、事務局で確認をお願いいたします。

通告では、各会派から報告いただいた質問予定者数を上回ることはないよう御協力をお願いいたします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

吉田理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 いずれの発言通告も、2日前の午後5時までとなります。本会議初日、9月11日月曜の発言通告は9月7日木曜午後5時まで、中日、9月15日金曜の発言通告は9月13日水曜午後5時まで、最終日、10月16日月曜の発言通告は10月12日木曜午後5時まで。なお、9月26日に予定している中間議決に関わる議案に対する討論の発言通告については、総務財政委員会終了後30分後までとしてはいかがでしょうか。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、発言通告の期限については、明日開催の議会運営委員会で確認をし、了承を得ることといたします。

《議場での挨拶について》

吉田理事 次に、議場での挨拶について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 2定中に議会の同意を得て就任した農業委員会委員及び監査委員から、開会前に就任の挨拶をしたいとの申出がありました。これを受けることとし、挨拶いただくこととしてよろしいでしょうか。開会前に、農業委員会委員は、委員13名のうち、会長及び新任委員の5名に出席いただき、代表して会長より御挨拶をいただく予定です。その後、代表監査委員の挨拶を予定しています。

説明は以上でございます。

吉田理事 この件につきましては、御了承いただきたいと思います。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

吉田理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料7を御覧ください。区議会だより第267号については、3定の一般質問、決算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、11月15日の発行を予定しています。質問原稿の提出等、裏面の発行計画案に従い、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

吉田理事 この件につきましては、御協力のほどお願いいたします。

《全員協議会について》

吉田理事 次に、全員協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料8を御覧ください。先日の議運理事会において、全員協議会の日程等を合意いただきましたが、質問時間については継続協議となっております。資料は、全員協議会の質疑持ち時間の資料で、前回資料と変更はございません。各理事から質問時間について御意見をいただければと思います。

説明は以上でございます。

吉田理事 この件につきましては、事務局からの説明のとおり継続協議となっていた質問時間について、各理事から御意見をいただきたいと思います。御意見ございますでしょうか。

岩田理事 率直に、まだこれについてはしっかりもめていないんですが、いつまでには決めなければならないというのが、事務局としてはスケジュール感はどんな感じでしょうか。

事務局次長 今すぐでなくて大丈夫なんですけれども、全員協議会が10月30日ですので、3定の中日ぐらいまでにはお決めいただければと思います。

安斉理事 御提案というか案が示されまして、ちょっと私は前期幹事長ではなかったのでも細かい話まではよく存じ上げていないので、確認の意味でお伺いしたいんですが、①、②、③という話がありますよね。前は①ということで、通常であれば人数の頭割りで何分という形でやっていくという話で多分進んでいたと思うんですけれども、①の場合は、これは多分交渉会派のほうから少数会派に時間を譲っていると、総体は変わらないという話の考え方だと思うんですけれども、この経緯ってどういう話でそうなったのか、ちょっと私は詳細に存じ上げていないので、申し訳ないですが教えていただけるとありがたいんですが。

議事係長 ①の案で御提案しているのは、前回の全員協議会で持ち時間を各会派どうするかという議論があったときに、1人当たりの分数は基本時間として、ただ、実態として、それ以前は実は大会派も少数会派も全く同じ分数でやっていたという経緯があったもので、若干少数会派に配慮しようということで、大会派のほうから1分ずつ少数会派のほうに割り振ったという経緯がありまして、①は取りあえず直近の前回の例を踏襲しているという形になります。

①の案の経緯については以上です。

安斉理事 そうすると、今の説明だと、多数会派、少数会派も、前回は同じ時間でやっていたと。10分なら10分、会派と名乗れば10分なら10分、20分なら20分ということで人数関係なくやっていたんだけど、前回から頭割りにして、そうは言っても少な過ぎちゃうので、1分ずつ多数会派が譲ってという新しい方式を採用したということなんですかね。

議事係長 おっしゃられるとおりです。

山田理事 すみません、私ももう忘れちゃったんですけれども、前回って何でそういうふうにしたんですか。10分ずつあったというのは、何でそういう形にしたのか。

議事係長 細かい経緯はちょっと私も記憶がないんですけれども、事前協議の段階から、今御説明した案で今回は提案して、それが了解を得られた。それで、少数会派のほうもそれで特に異議はなかったということで前は決まったということです。ただ、その変えたところは、前々から多少、1人会派も大きな会派も同じ時間でいいのかというようなお声は聞いていましたので、ちょっとその辺の流れの中で決まったということかなと思います。

以上です。

吉田理事 ちょっと御意見を伺いたいんですけれども、例えば、この資料8の①だと、前回の全員協議会のときと同じ時間配分ということです。②だと、単純に1人2分ずつという計算で、例えば自無だったら10人いるので2掛ける10で20分という持ち時間になります。1人会派だったら2分という持ち時間、それに対して答弁が3分入って全部の時間が5分という計算になります。③だと1人3分ずつという計算になります。これだと、終わりの時間も今の段階で5時半、たしか去年の全員協議会だと5時過ぎの予定だったんですけども、やっぱり30分ぐらいオーバーしていたような記憶があります。こういった感じだと多分5時半、③でやった場合5時半が終了予定時刻ですが、もう少し遅くなるのかなということは予想されると思いますが、そのあたりについてもいかがでしょうか。

岩田理事 終了時刻の問題もあるんですけれども、恐らく②というのはなかなか合意は厳しいんじゃないかなという実感は率直に持っています、正直なところ。なので、①か、ここの③案でいけばですけれども、①か③のさらなる変形というか、そういう形しかなかなか、この3案だと難しいのかなと。まだ会派でもんでいないんですけれども、個人的な実感としては持っています。

事務局長 先ほど申しあげましたように、今日お決めいただかなくても少しまだ余裕がございます。それから、前回と同じでいいのかどうかというのは、今回のこの全員協議会の中身です。前は一部改定だったですよ。今度は数々の計画の改定があるというところ。とはいえ、一応議事の運営についてはなるべく効率的なというところはお願いしたいところでもありますけれども、いろいろ各会派の中でもまだ煮詰まっていないというお話も今いただいておりますので、ちょっといろいろ幹事長の方々のお考えもあるでしょうし、それから会派の中でのお考えもあるでしょうと思いますので、今日はそうしたことをちょっと頭に入れていただいてお持ち帰りいただいて、引き続き御協議いただけたらいかがでしょうか。

吉田理事 ただいま継続協議としてはいかがかという御意見がありましたが、全員協議会の質疑の持ち時間については、もう少し各会派で持ち帰っていただいて、会派内で相談していただいて結論を出すということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 では、質疑の持ち時間については継続協議といたします。

《議員への区政資料（冊子類）の配布方法変更の試行の延長について》

吉田理事 次に、議員への区政資料（冊子類）の配布方法変更の試行の延長について、事

事務局から説明をお願いします。

事務局次長 区のデジタル化・ペーパーレス化の推進の方針及び区議会のペーパーレス化の推進の流れを受け、令和5年5月から8月までの間、試行的に議員への区政資料（冊子類）の配付方法を変更し、LINE WORKSに区ホームページの掲載場所のURLを周知する方法としています。この間、11件の実績があり、LINE WORKSにて周知をしているところでございますが、この間の実績が少なく、検討するための実績数が不足していることから、試行期間を11月30日まで延長するものでございます。

説明は以上でございます。

吉田理事 この件につきましては説明のとおりですが、何か質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《その他》

吉田理事 次に、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 定例会中における議会棟（中棟）玄関の時間外の開閉についてでございます。

これまで、通常午後5時に出入り口の閉鎖をしておりますが、午後5時以降に本会議や委員会が終了する場合、会議終了から30分間、玄関を開け、議員が出られる対応をしていました。この対応について、あまり利用している議員が少なく、対応する巡視職員の負担及び超過勤務軽減から、今後は時間外の出入りについては職員も使用している青梅街道側の時間外出入り口を利用させていただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、説明のとおりですので、各会派所属議員にお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

山田理事 コロナの感染のことについて、少し対応をお願いしたいんですけども、第9波の感染がかなり拡大をしているような状況で、もう第8波を超えているのではないかという報道も行われています。これから第3回定例会が始まるんですけども、例えば、私たちの会派で見ますと、この2週間で2人感染しまして、1人はまだ療養中という状況です。かなり会派としても接触する機会も多いので、感染力が強い場合に一気に感染拡大するというようなことも懸念をしています。

第3回定例会の議会中に、例えばそのようなことが起こると、かなり議会運営上も大

変な対応を迫られるのかなというふうに思っていて、何らかの対策をしておかなければいけないのかなと思うんですけれども、ちょっとそのことをぜひ御検討いただければと思います。

事務局次長 今現在、議員の方が感染したときに、事務局のほうに報告というのは今なくなってしまったんです。5類になってからです。なので、こちらのほうもちょっと把握できていない状況ですので、もしできましたら、議員本人が感染した場合には、まずは事務局に御報告していただくというのをちょっと行わせていただいて、報告いただいた内容は、正副議長や議運の正副にちょっと共有させていただくというのをまず始めさせていただければなと思っています。

その後、感染状況を見てから、ではどういう感染対策をしていくかというのは、また改めて御検討していただくというのがよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局長 そういうことでお願いしたいというのはあるんですけれども、山田理事がおっしゃりたいことをちょっとおもんばかると、事前の、その仕組みをよしとさせていただいたとしても、対策を今からちゃんとしておいたほうがいいのじゃないかというような御趣旨かと思うんです。そうしないと、開会がちゃんとできるのか、それから、開会してから定足数にちゃんと達するのか、はたまた、例えばこれはあつては本当に困るんですけれども、議長も副議長も、もしかしたら感染なさる可能性だってゼロではないわけです。ですから、ちょっとこれは、今ここではどうするというのは決められないと思うんですけれども、昨年度まで嫌というほど対策に関わってきた身としては、世の中の状況が非常に嘆かわしい状況だと思っています。

それはちょっと置かせていただいたとして、ちょっとどうしたらいいか、また前のよにするのか、がちがちにしてしまうのかというのも議論があると思います。ただ、議員の皆様も、私の感覚としては、三密対策と、それから人にうつさない、自分も感染しないというのを御自分で徹底していただいてというのがまず基本だとは思っています。その上で、さらなるまた議会として対策を基に打ち出していくのかどうかということについて、どのタイミングでやる必要があるのかとか、どこまでやるのかというのを、ちょっとまた別の場といいますか、またちょっといろいろ議論をしたほうがよろしいのかなというふうに思います。

それと、今は実効再生産数がかなり上がっていますので、今山田理事がおっしゃったように、間違いなくこれは全国の5,000の医療機関から、1週間ごとしか上がってきませんので分からないんです。ただ、分からない状態であっても間違いなく感染者が増え

ています。それから、死亡者に関して言えば、厚労省から2か月ごとにしか出てきませんので、分からないんです。また株が変異していますので、やはりちょっと対策はいま一度、5類になりましたので強制するわけにはいきませんが、いま一度何かできることはないのかなというふうには思っておりますので、ちょっとそうしたことも理事の皆様も一緒にお考えいただければなというふうには思っているところです。

安斉理事 今、山田理事、そして局長のほうからも話がありましたのであれなんですけれども、確かに対策しなきゃいけないという話になるんですけれども、ただ、2類から5類に下がってしまっていて、議会でもマスクの着用を義務づけたにもかかわらず外している人もいたという記憶も私はありまして、もうそういう状況にないですよ、正直な話。だから、議会だけがやっても意味がない。理事者もやってもらわなきゃいけない、職員もやってもらわなきゃいけないとなると、そういう意識にならないとどうなのかなというのがあって、非常に悩ましい話だなと思います。もちろん、むやみやたらに感染拡大を広げるような行動は慎まなきゃいけないんですけれども、その辺、果たしてどこまでできるのかなというのが課題なのかなと。

多分、48人いても、48人の議員がこう決めましたからといって従うかどうかというのも分からないような状況だと思うんですよ。現にそういう事象が1度ありましたので。どうなんですかね。

ちょっと私が思うのは、やれるとすると、間引きで運営するとか、あとはパーティションを前みたいにするとかそういう話で、物理的に何か制限するという話で、ただし強制はしないよという話ぐらいしかないのかなと。私も今日つけていないですけれども、マスクを全員やれと言っても、従う方もいますよね、山田さんが言ったように、やっぱりみんなで気をつけようぜという。ただ、そうじゃない人も多分いると思うので。だけれども、それをどこまで議会として強制できるかとなるとかなり難しいので。やるとすれば、まだ開会はしていないので、コロナ仕様でパーティションをつけて、今本会議場もなくなりましたよね。あれをもう1回戻して3定はやるとか、あと決算委員会のときもパーティションをやったりとかしてやっていますけれども、そういう運営上の工夫しかないのかなと。ただ、それに従わないのはどうのこうのとなっちゃうと、個人の考えもあるし、2類から5類に下がっちゃっているのもあるので、最低限できそうなところをやっぱりやっていくという方向しかないのかなと、ちょっと私は思いましたね、今のお話を聞いて。これは御意見です。

事務局長 今、安斉理事が言われました、では理事者側はどうなんだというところがありまして、まだコロナ対策本部というのが動いておりませんので。ただ、職員も非常に感

染が増えておりますので、総務部のほうは危機感を持っているはずです。ですから、こういった意見が議会側からは出ているんだと、理事者側もちゃんと対策すべきじゃないかというような意見もあるんだということについては、私からしっかり伝えます。

それから、安斉理事がおっしゃったように、個人を制約することはできないという中で、物理的に対策できることは何かとなってくると、また従前のように議員の側も間引きを前回のようにするのか。ですから、三密を回避するというのがまずは手っ取り早い方法だと思うんです。

あとは、パーティションは正直、これまでやってきたパーティションの方法というのはあまり意味がなかったのかなというふうに思っています。ですから、三密回避ということと、今日マスクをしていらっしやらないというのは全然私は問題ないと思います。ここは非常に距離があるわけです。飛沫感染と、それからエアロゾル感染もありますので、やっぱり密を回避しなければいけないというところだと思います。それにはマスクが効果的だというのは、これは科学的にも言われておりますけれども、感覚としては、それぞれ皆様、私どももそうですし、議員の皆さんもそうですけれども、それぞれがしっかりお考えいただくということ。

それから、事務局側としては、物理的に何ができるのかということ。それから、仕組みとして、例えば先ほどもありましたように間引きをして議会に臨むということですか、その辺はいろいろ併せ技でやれることはあると思うので、また議員の皆様ともいろいろなお考えを聞きながら、正副委員長とも調整をしていきたいなというふうには思っているところです。

山田理事 理事者側の感染も結構、聞くところによるといろいろな方が感染し始めているという話なんですけれども、どのような状況なんですか。

事務局長 管理職も何人かかかっておりますし、いいか悪いか、別によくも悪くもないんですけれども、やはりこの時期いろいろお祭りも多くございましたので、感染の機会というのはありましたので。それともう1つ、やっぱりこれもいいとか悪いとかではないんですけれども、このオミクロン株がすごく感染力が強いんですが、軽症の方が非常に多いです。ただ、基礎疾患の方、それから高齢の方、これは間違いなく、そうはいつでも亡くなっている方はたくさんいらっしやいますので、やっぱりかかっても3日で治るのがほとんどだろうなというような意識があるので、それがちょっと蔓延してきているのかなというところはあります。

いろいろ偉そうなことを言っていますが、私自身いつかかるか分かりませんので自分で注意しているところではありますけれども、議会事務局も順々に職員が感染している

ような状況でございます。クラスターまでは行っておりませんが、増えていることは間違いないということです。

山田理事 分かりました、ありがとうございます。なかなか、安斉理事の言われたとおりに難しい対応なんですけれども、3定の始まる直前ぐらいに複数の議員が同時に感染しているような状況になってくるのであれば、対策をもう少し考えていったほうがいいのかなというふうには感じるころです。というのも、やはり議決機関ですので、複数が同時に出席不能みたいな状態になってしまうのはよろしくないなというふうに考えますし、それを防ぐために、ある意味間引きというのも、同時に全員がかかっている状態になっていくみたいなのを防ぐためには一定必要な手だてなのかなというのがありますし。ちょっと、今までよりはなかなか対策も難しいと思うんですけれども、このメンバーで少し協議していきつつ、少数のメンバーにも協力できるところは協力してもらおうというようなことが必要になるかなというふうに思っています。

以上です。

吉田理事 議会の直前にまたこの理事会メンバーで集まることってありましたか。

事務局次長 今は予定していませんけれども、必要に応じて開くことは可能です。

吉田理事 例えば直前の、本当に今山田理事がおっしゃったように、直前の状況で会派の中から2人出ちゃった、うちの会派から出ちゃったとかとなっているのだったら、本当に間引きというのも具体的に考えるというか、もう行わなきゃいけないと思いますし。今、共産党さんで2人ぐらいで間引きというのはまだ早いのかなと思ったりもするので、もう少し。

山田理事 状況が分かっていないので。うちは事務局に積極的に言ったから、ああ、そうなんですなという感じでやっと分かったという感じなので。

吉田理事 そうですよ。ほかの会派の方、少数なんかの方で、報告していないけれども、実は今寝込んでいるという方もいるのかもしれないし、もう少し、ちょっと議会の直前まで様子を見て、必要に応じてまたこのメンバーで集まっていいただいて、対策というか、本当に間引きを実施するか否かも含めて検討するという形でいかがでしょうか。

事務局次長 それでは、今日の段階では、まず、皆さんから感染したら報告していただくというのは決定でよろしいでしょうか。

吉田理事 はい。

事務局次長 そうであれば、全議員にLINE WORKSで流させていただきますので。ありがとうございます。

吉田理事 よろしいですか。——それでは、そのようにいたしますので、各会派所属議員

にお伝えいただきますようお願いいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時43分 閉会)